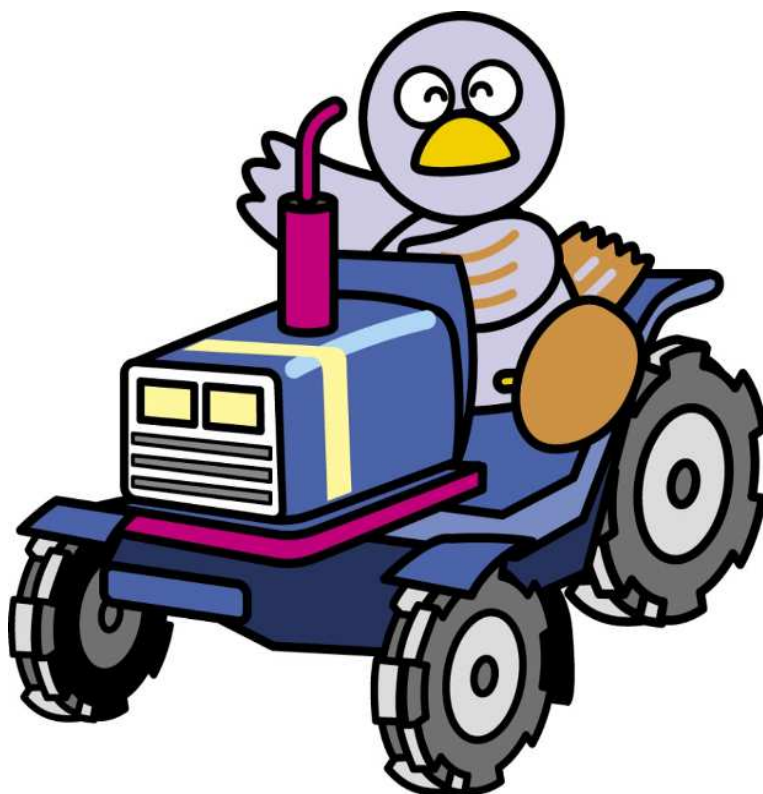


免税軽油使用者の 手引 (農業用)



埼玉県マスコットキャラクター「コバトン」

令和6年4月
埼玉県

目次

第 1	はじめに	1
第 2	免税軽油使用者になるためには	2
1	免税対象事業（資格）・用途	2
2	その他の要件（不交付事由）	2
3	免税軽油使用者証の申請手続	3
第 3	免税証の交付を受けるためには	12
1	免税証の交付までの手続	12
2	免税証の交付後の手続	16
第 4	免税証で免税軽油を購入するには（免税証の使用・保管）	17
1	免税軽油使用者証と免税証の管理	17
2	免税証の使用の留意点	17
3	免税証に記載されていない販売業者からの購入	17
4	免税軽油を購入した証拠書類の保管	19
5	免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合	19
第 5	免税軽油使用者の状況・免税機械が変わったら	20
1	免税軽油使用者証の書換申請	20
2	免税軽油使用者に相続等が生じた場合の取扱い	23
第 6	免税軽油を購入・使用したとき	24
1	免税軽油の引取り等に係る報告	24
第 7	免税証・免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき	29
1	免税証の返納	29
2	免税軽油使用証の返納	29
第 8	免税軽油使用者等に対する課税・罰則があります	34
1	軽油引取税が課税される場合	34
2	免税軽油使用者証及び免税証の返納命令	34
3	免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則	35
資料	免税軽油の各種手続一覧	37
	免税軽油使用者証・免税証交付申請等に必要な書類	38
	軽油引取税を所管する県税事務所のご案内	42

本文中特にことわりのない限り、以下の内容を表します。

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

第1 はじめに

軽油を使用する場合、いかなる用途に使用するかに関わらず、原則として、軽油引取税が課税されています。

しかし、国の政策的配慮等の観点から、農業用機械の動力源の用途など、法令に定められた特定の用途に使用する軽油は、軽油引取税の免税を受けることができます。

この手引は、農業を営まれている方で免税軽油の使用を希望される方や既に農業の免税軽油使用者となっている方を対象に一連の手続きや申請・報告等の留意事項をまとめたものです。

(※「農業」以外の業種については、別の手引を御参照ください)

埼玉県では、免税制度を適正かつ厳格に運用してまいります。

免税軽油使用者の皆様には、御協力くださるようお願いいたします。

【手続のあらまし】

免税軽油を使用するには、県が使用者として認定したことを証する「免税軽油使用者証」の交付申請と、実際に免税軽油を購入する際に使用する「免税証」の交付申請の2種類の手続きを行います。

免税軽油使用者証

① 申請書を提出

↓ 県税事務所の審査

② 「免税軽油使用者証」の受領

有効期間 3年以内
(最長で令和9年3月31日まで)

免税軽油使用者証の有効期間内は
免税証の継続申請が可能

③ 返納

29ページ～
有効期間が満了したとき

免 税 証

① 申請書を提出

↓ 県税事務所の審査

② 「免税証」の受領

有効期間 1年以内で県税事務所長が定める期間

③ 免税軽油を購入

④ 免税軽油の使用

⑤ 実績報告、返納

24ページ、29ページ
免税軽油を購入・使用したとき、
有効期間が満了したとき

12ページ～
免税証の交付を受けるためには

17ページ～
免税証で免税
軽油を購入
するには
(免税証の使用・保管)

第2 免税軽油使用者になるためには

1 免税対象事業(資格)・用途

1 免税となる対象・用途

地方税法（法附則第12条の2の7第1項第4号）により、農業を営む者が機械の動力源の用途に供する軽油の引取りについて、免税対象となることが定められています。

免税の適用を受けるためには、要件があり、免税軽油使用者証交付申請の手続きの中で、申請者の本人確認や機械の種類、所有関係の状況などを確認することにより、その可否を判断しています。

◎トラックやダンプカーなどの軽油車両には、免税軽油を使用することはできません。

免税軽油使用者（事業の主体）	免 税 用 途
5 農業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者 法附則第12条の2の7第1項第4号 施行令附則第10条の2の2第6項、第7項 規則附則第4条の7第2項	農業の用に供する機械並びに農地の造成又は改良の業務の用に供する機械で次に掲げるものの動力源 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械

2 その他の要件(不交付事由)

免税の適用を受けるためには、前項の要件のほか、次の要件を満たしていなければなりません。→施行令第43条の15第15項

【要件】

- 1 過去に免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受けたことがある場合には、その日から2年を経過していること。
- 2 国税又は地方税の滞納処分を受けたことがある場合には、その滞納処分の日から起算して2年を経過していること。

※「滞納処分の日から起算して」とは、滞納処分の解除日の前日を起算日として算定します。
- 3 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第157条第1項、関税法第146条第1項（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していること。
- 4 法人である場合には、その役員（監査役も含む）のいずれもが上記3項目の要件を満たしていること。
- 5 免税軽油使用者証を交付することについて、軽油引取税の取締り又は保全上特に懸念される事項がないこと。

3 免税軽油使用者証の申請手続

免税軽油を購入するには、軽油を免税の用途に使用することができる者であることを、あらかじめ県から認定を受けなければなりません。

県がこの認定を行ったことを証するために交付する書面のことを「免税軽油使用者証」、免税軽油使用者証の交付を受けた者のことを「免税軽油使用者」といいます。

1 申請書類

(1) 個人で申請する場合

ア 免税軽油使用者証交付申請書(法規第16号の16の2様式)[記載例:6ページ]

イ 誓約書(法規第16号の18様式)

「免税軽油使用者証及び免税証の不交付事由」に該当しない旨を誓約するものです。[記載例:8ページ]

ウ 添付書類

(ア) 免税用途機械の「所有者」、「使用者」がわかる書類

標識交付証明書、機械購入時の請求書、領収書、納品書、販売証明書のいずれか1つ

※ 小型特殊自動車は標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。各市町村に確認してください。

※ 販売証明書:機械を購入した販売店が作成したもの。(購入者(所有者)、機械の型式、馬力が記載され、機械の販売業者の印のあるもの。)

※ 詳細については、所管の県税事務所へお問い合わせください。

(イ) 免税用途機械の型式・馬力がわかるもの(カタログ、販売証明書など)

(ウ) 免税用途機械の写真 ①機械の全体(前・横・後)

②型式

③登録プレート部分(シリアルナンバーがわかるように)

※ 実際機械が手元にあることを確認するため、カタログの写真では不可。

※ 機械に標識(ナンバープレート)がついている場合は、ナンバーが確認できるように撮影してください。

(エ) 現住所が記載されている運転免許証の写し又は住民票

(2) 共同で申請する場合

同一の機械を共同で所有し軽油を使用する等の場合は、複数の者が共同して免税軽油使用者証の交付を申請することができます。(書面:「免税軽油共同使用者証」)

申請の際には次の書類に加え、(1)ウ(ア)～(ウ)の添付資料を提出してください。

ア 免税軽油使用者証共同交付申請書(法規第16号の17の2様式)

[記載例: 7 ページ]

イ 申請者全員分の誓約書(法規第16号の18様式)

ウ 現住所が記載されている申請者全員分の運転免許証の写し又は住民票

(3) 法人で申請する場合

ア 免税軽油使用者証交付申請書(法規第16号の16の2様式)

[記載例: 6 ページ]

イ 誓約書(法規第16号の18様式)

ウ 添付書類

(ア) 免税用途機械の「所有者」、「使用者」がわかる書類

標識交付証明書、機械購入時の請求書、領収書、納品書、販売証明書のいずれか1つ

※ 小型特殊自動車は標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。各市町村に確認してください。

※ 販売証明書:機械を購入した販売店が作成したもの。(購入者(所有者)、機械の型式、馬力が記載され、機械の販売業者の印のあるもの。)

※ 詳細については、所管の県税事務所へお問い合わせください。

(イ) 免税用途機械の型式・馬力がわかるもの(カタログ、販売証明書など)

(ウ) 免税用途機械の写真 ①機械の全体(前・横・後)

②型式

③登録プレート部分(シリアルナンバーがわかるように)

※ 実際機械が手元にあることを確認するため、カタログの写真では不可。

※ 機械に標識(ナンバープレート)がついている場合は、ナンバーが確認できるように撮影してください。

(エ) 商業登記簿謄本

(オ) 定款

(カ) 直近1年分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)

2 免税軽油使用者証交付までの流れ

- ① 申請者は、窓口となる県税事務所（42 ページ参照）に来所し、申請書類を提出します。窓口は、申請者が個人の場合は住所、法人の場合は免税軽油を使用する事務所の所在地を管轄する県税事務所になります。

審査・作成

- ・ 県税事務所が書類の記載内容を審査します。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話又ははがきで連絡します。

- ② 申請者は県税事務所に来所します。
- ③ 新規申請の場合、窓口で「免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書」による説明を受け、申請者が確認書に氏名等を記入します。
- ④ 窓口で免税軽油使用者証の交付を受けます。

申請者が「個人」または「法人」の場合

「免税軽油使用者証交付申請書（その１）」の記載例

※交付年月日	※有効期間	※受領者	※交付決裁欄	所 長	副所長	担当部長	担当課長	係	※ 処	審 査	交 付	証の番号
・ ・	・ ・ から ・ ・ まで											第 号

所在地を所管する県税事務所を記載してください。（自動車、川越、熊谷、春日部）

令和 6 年 4 月 1 日

受付印

免税軽油使用者証交付申請書（その１）

（あて先）埼玉県 春日部県 税事務所長

住所又は事務所若しくは事業所所在地

埼玉県春日部市大沼 1 - 7 6

業 種

農 業

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

氏 名 又 は 名 称

埼玉 太郎

この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号

同 上

（電話 0 4 8 - 7 3 7 - XXXX）

機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地	埼玉県 春日部市大沼 〇-〇-〇	埼玉県 春日部市大沼 〇-〇-〇	免税軽油の申請や報告について、応答できる 担当者とその連絡先を記入してください。	
	名 称	No. 1 トラクター	No. 2 コンバイン		
	所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	埼玉 太郎	埼玉 太郎	免税軽油を使用する機械の所在地や、機械 を管理する事務所所在地を記入してくださ い。	
	型 式	〇〇〇〇 A-100	〇〇〇〇 B-200	機械等の通常称されている型式の名称を記 入してください。	
	軸 馬 力	136ps 2,100rpm	101ps 2,600rpm	機械のカタログ等から、定格出力（最大馬 力）を記入してください。	
	燃 焼 方 式	水 冷 4 サイクル 4 気筒	水 冷 4 気筒		
	台 数	1	1		
用 途	耕うん	刈取脱穀	機械等が免税用途のために使用する軽油の 年間の見込数量を記入してください。		
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル 6 0 0	リットル 6 0 0			
年間見込所要数量合計	1, 2 0 0 リットル				

法規第十六号の十六の二様式

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする県税事務所長に一通提出すること。
- ※印のある欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両、又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書（その２）」は、申請者の機械の台数に応じ使用すること。

「其」同「其」

免稅油使用者証共同交付申請書

[illegible]

第16号の17様式記載要領

- 1 この申請書は、新たに免稅輕油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする県稅事務所に一通提出する。
- 2 ※印のある欄は、申請者において記載することを要しないこと。

2 ※印のある欄は、申請者において記載することを要しないこと。

3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。

機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載するものと。

5. 免税証の交付を受ける者は、他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称」

欄に（ ）書するところとこれを証する書面を添付するところとを交付する旨を、この旨の月日に際る機候、奉

6 「刑に（ ）書けることもないことを証する書面を添付すること。

6 「空式」棚には、製作所名及び機械、車台又は設備の通称が記載すること。

機械等が免税用途のために使用する軽油の年間の見込数量を記入してください。

機械等の通称等を入れてください。

免税軽油を使用する機械の所在地や、
機械を管理する事務所所在地を記入
してください。

機械のカタログ等から、定格出力
(最大馬力)を記入してください。

「誓約書」の記載例

第 16 号の 18 様式

誓 約 書

私（共）は地方税法施行令第 43 条の 15 第 15 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請先の県税事務所を記入してください。
（自動車、川越、熊谷、春日部）

令和 6 年 4 月 1 日

（宛先）

埼玉県 春日部県 税事務所長

住 所 埼玉県春日部市大沼 1－76

氏名又は名称 埼玉 太郎

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び
代表者名を記入してください。

※備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合に
あつては、免税軽油使用者全員の誓約書が必要になります。

共同による申請の場合は、申請者全員分を提出し
てください。

免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書を提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。
- 3 免税軽油使用者証及び免税証を紛失した場合は、直ちに届け出なければならない。
- 4 免税証を他人に譲り渡してはならない。
- 5 免税証を他人から譲り受けてはならない。
- 6 免税軽油を県税事務所長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- 7 免税軽油を免税の用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡（無償を含む。）した場合（※登録免税機械に免税軽油が残ったまま売却・貸与した場合等もこれに該当する。）は、使用又は譲渡した日から30日以内に軽油引取税を申告納付しなければならない。
- 8 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合（用途を廃止した場合を含む）は、直ちに、免税軽油使用者証書換申請書を提出しなければならない。
なお、機械の追加や変更などで免税軽油使用者証の書換手続を行っていない機械は免税軽油を使うことはできない。書換前に免税軽油を使うと、上記7の課税の扱いとなる。
- 9 免税に係る事業の廃止、許可等の取消を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証を返納しなければならない。
- 10 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。）、その日から起算して2年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

《根拠》 地方税法第144条の3、第144条の18、第144条の21、
第144条の22、第144条の24～第144条の28
地方税法施行令第43条の15

「免税軽油使用者の手引」を受領し、上記の内容について説明を受け、確認しました。

上記1～10に1つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解した上で、免税証の交付を受けます。また、上記7に該当する場合は軽油引取税を申告納付します。

埼玉県 春日部県 税事務所長

令和 6 年 4 月 1 日
埼玉県 春日部 第12345号

申請先の県税事務所を記入してください。

（自動車、川越、熊谷、春日部）

埼玉県春日部市大沼1-76

又は名称 埼玉 太郎

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

3 免税軽油使用者証の有効期間

免税軽油使用者証の有効期間は3年を超えない範囲で設定します。

(令和6年地方税法の一部改正に伴い、有効期間は最長でも令和9年3月31日までです。)

4 有効期間が満了したとき

有効期間が満了したときは、「免税軽油使用者証返納書」〔記載例：32～33 ページ〕に免税軽油使用者証を添えて、所管の県税事務所に遅滞なく返納しなければなりません。

5 継続申請する場合

有効期間満了後も継続して免税軽油使用者となる場合は、免税軽油使用者証の有効期間が満了する概ね15日前までに申請します。

新規申請〔3～4 ページ参照〕に必要な書類に加えて、交付済の免税軽油使用者証を返納しなければなりません。免税軽油使用者証交付申請書、誓約書、本人確認書類は再度提出してください。他の添付書類について、記載事項に変更が無い場合は、原則提出を省略できます。その場合、申請内容に変更が無い旨の届出書を提出してください。

なお、有効期間の満了日より後に申請した場合、申請書の収受日以降の日が免税軽油使用者証の始期となります。

「申請内容に変更が無い旨の届出書」の記載例

			別紙
			年 月 日
所在地を所管する県税事務所を記入してください。 (自動車、川越、熊谷、春日部)		免税軽油使用者証に記載された内容を 記入してください。	
埼玉県	税事務所長 殿		
		免税軽油使用者証No.	
		事務所又は事業所所在地	
該当しない手続を消します。		氏名又は名称	
		業種名	
免税軽油使用者証 免税証		申請内容に変更が無い旨の届出書	
交付申請時に必要な提出書類のうち、下記書類については、前回申請時と内容に変更が無いことを届け出ます。			
書類名			該当書類に○
免税 軽油 使用 者 証	1	自己所有がわかる書類 ex) 標識交付証明書、機械購入時の請求書、領収書、納品書、販売証明書 のいずれか1つ	
	2	カタログ	
	3	免税で使用する機械等の写真(アワーメーターの写真を除く。)	
	4	商業登記簿謄本(法人の場合)	
	5	定款(法人の場合)	
免税 証	1	作物作付面積がわかる書類	
備考			

<注意事項>

- 1 本届出がなされた場合であっても、実物書類の提出を求める場合があります。
- 2 本届出内容に誤りがあった場合は、免税軽油使用者証及び免税証を返納していただくほか、軽油引取税を申告納付していただく場合があります。
- 3 上記書類の内容を含め、免税軽油使用者証交付申請時に届け出た事項に変更があった場合は、直ちに、免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に届け出てください。

第3 免税証の交付を受けるためには

免税軽油使用者の申請により、県は免税軽油を引取り（購入）する数量、有効期間、販売業者名等を記載した「免税証」を交付します。

免税軽油使用者は「免税証」を販売業者に提出することにより、軽油引取税相当額を除いた価格で軽油を購入することができます。

1 免税証の交付までの手続

1 申請書類

(1)個人または法人で申請する場合

- ア 免税証交付申請書(法規第16号の21様式)
- イ 耕作証明書 …… 農業委員会発行のもの
- ウ 添付書類
 - (ア) 作物作付(予定)面積のわかるもの(メモでも可)
 - (イ) 農作業受委託証明書及び農作業受委託契約書の写し(農作業受委託の場合)
 - (ウ) その他、県税事務所長が必要と認める書類
- エ 免税軽油使用者証

(2)共同で申請する場合

次の書類に加え、上記(1)ウの添付書類

- ア 免税証交付申請書(法規第16号の21様式)
- イ 共同申請明細書(法規第16号の22様式)
- ウ 申請者全員分の耕作証明書 …… 農業委員会発行のもの
- エ 免税軽油共同使用者証

2 免税証交付所要数量の計算

免税証は無制限に交付されるものではなく、耕作面積や機械馬力から計算した数量を上限として交付されます。

算出の結果によっては、免税証交付数量が申請数量よりも少ない場合があります。あらかじめ御了承ください。

3 免税証交付までの流れ

- ① 申請者は、窓口となる県税事務所[42 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。

なお、免税証の有効期間の始期から概ね15日前までに提出してください。

審査・作成

- ・ 県税事務所が申請の内容や申請数量等を審査します。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話又ははがきで連絡します。

- ② 申請者は、県税事務所の窓口で免税軽油使用者証の返却（新規の場合は交付）を受け、免税証の交付を受けます。

「免税証交付申請書」の記載例

※交付年月日 ・ ・	※有効期間 ・ ・ から ・ ・ まで	※受領者 ・ ・	※交付済表 ・ ・	所 長	副所長	担当部長	担当課長	係	※処	審 査	承 認 リットル	交 付
所在地を所管する県税事務所を記入してください。 (自動車、川越、熊谷、春日部)				免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。				※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。				
令和 4 月 1 日				業 種				春日部 1 - 7 6				
(宛先) 埼玉県 春日部県税事務所長				免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地				埼玉県 春日部 第 1 2 3 4 5 号 埼玉 太郎				
				この申請に回答する係 及び氏名並びに電話番号				同 上 (電話 0 4 8 - 7 3 7 - × × × ×)				
免 税 証 交 付 申 請 書												
発行できる免税証の数量(所要数量)は、 <u>所要数量計算期間</u> に使用が見込まれる数量を記入してください。				1 トラクター				1 年以内で県税事務所長が定める期間				
所要数量合計				1, 0 1 6 リットル				所要数量計算期間 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 3 1 日まで				
希望する販売業者及び所在地				免税証の種類				枚 数		数 量		
免税軽油を購入する販売業者の名称とその所在地を記入してください。				1 8 リットル券				1 2		2 1 6 リットル		
さいたま市浦和区高砂 〇丁目〇番〇号				1 0 0				4		4 0 0		
埼玉県庁石油(株)				2 0 0				2		4 0 0		
希望する券種を、申請先の県税事務所へ報告してください。(※券種の種類は、1 8 ページを参照)												
2 回目以降の申請の場合、前回からの免税軽油を購入した数量を記入してください。				計				1 8		1, 0 1 6		
参 考	前回交付を受けた免税証				前回交付を受けた免税証のうちの使用量				(イ)-(ロ)			
	計 算 期 間		数 量 (イ)		期 間		数 量 (ロ)					
	5 年 4 月 1 日から		1, 0 1 6		5 年 4 月 1 日から		9 8 0		3 6			
	6 年 3 月 3 1 日まで				6 年 3 月 3 1 日まで							
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称				数 量				リットル			
				免税証に記載された販売業者以外から免税軽油を引き取ることはできません。								

法規第十六号の二十一様式

「共同申請明細書」の記載例（※共同申請の場合）

共同申請の場合

共同申請明細書									
使用者の氏名	免税軽油使用者証の番号	使用者の住所	動力機関の型式	所有者の氏名	軸馬力	動力機関を使用する機械名	所有数量	所有数量計算期間	
埼玉 太郎	春日部第 12345号	春日部市 大沼1-76	〇〇〇〇 A-100	埼玉 太郎	136ps 2,100rpm	トラクター	508	R6.04.01～ R7.03.31	
浦和 次郎	同上	同上	〇〇〇〇 B-100	同上	101ps 2,600rpm	コンバイン	508	R6.04.01～ R7.03.31	
高砂 花子	同上	春日部市 緑町5-5-11							
計							1,016		

申請者全員の氏名及び住所を記入してください。

免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。

発行できる免税証の数量（所要数量）は、所要数量計算期間に使用が見込まれる数量を記入してください。

法 規 第 十 六 号 の 二 十 二 様 式

2 免税証の交付後の手続

(1) 免税証の有効期間

免税証の有効期間は、1年以内の期間で県税事務所長が定める期間となっています。

(2) 免税証の追加交付申請

交付された免税証の有効期間内において、以下の事項が生じた場合には、追加で免税証を交付できる場合がありますので、申請前に所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。

ア 耕作面積が広がった場合

イ 機械を新しく追加（購入）した場合

なお、追加交付する免税証の有効期間の始期は、追加の交付申請書の収受日以降となりますので注意してください。

(3) 免税証の有効期間が満了したとき

有効期間が満了した免税証は使用することができません。

未使用の免税証がある場合、「免税証返納書」[記載例：30～31 ページ]を添えて、所管の県税事務所に遅滞なく返納しなければなりません。

(4) 免税証を継続申請する場合

免税証の有効期間満了後も引き続き免税証の交付を希望する場合、免税証の有効期間が満了する概ね15日前までに所管の県税事務所に申請します。

免税証交付申請書及び耕作証明書は提出してください。他の添付書類について、記載事項に変更が無い場合は、原則提出を省略できます。

その場合は、申請内容に変更が無い旨の届出書を提出してください。

なお、有効期間満了日より後に申請した場合、申請書の収受日以降の日が免税証の始期となります。

第4 免税証で免税軽油を購入するには(免税証の使用・保管)

1 免税軽油使用者証と免税証の管理

免税軽油使用者証と免税証は、法令の規定の適用を受けた者に限って免税を認める書類です。

大切に保管して、紛失、棄損などのないように、取扱いには十分注意してください。

2 免税証の使用の留意点

(1) 免税軽油の購入方法

免税証による免税軽油の引取り（購入）は、免税証の有効期間内に免税証に記載された販売業者から免税証と引き換えに行わなければなりません。

(2) 免税証を使用する順序

報告書の作成時や免税証の返納時、紛失時に記号番号を書類に記載いただくため、免税証は番号順に使用してください。

なお、免税証の記号番号は控えておいてください。

(3) 免税証に記載されている数量未満で購入するとき

免税証に記載されている数量未満で免税軽油を購入したときは、免税証に赤書で「〇リットル放棄」と記載してください。[記載例：18 ページ参照]

また、「免税軽油の引取り等に係る報告書」[記載例：25 ページ参照]の余白にもその旨を記載してください。

(4) 免税証の販売業者への提出方法

免税証をあらかじめ販売業者等へ預けることはできません。

免税軽油使用者が免税軽油を月締めの買掛で購入している場合などは、代金決済時に販売業者に免税証をまとめて提出することは例外的に可能です。

(5) その他

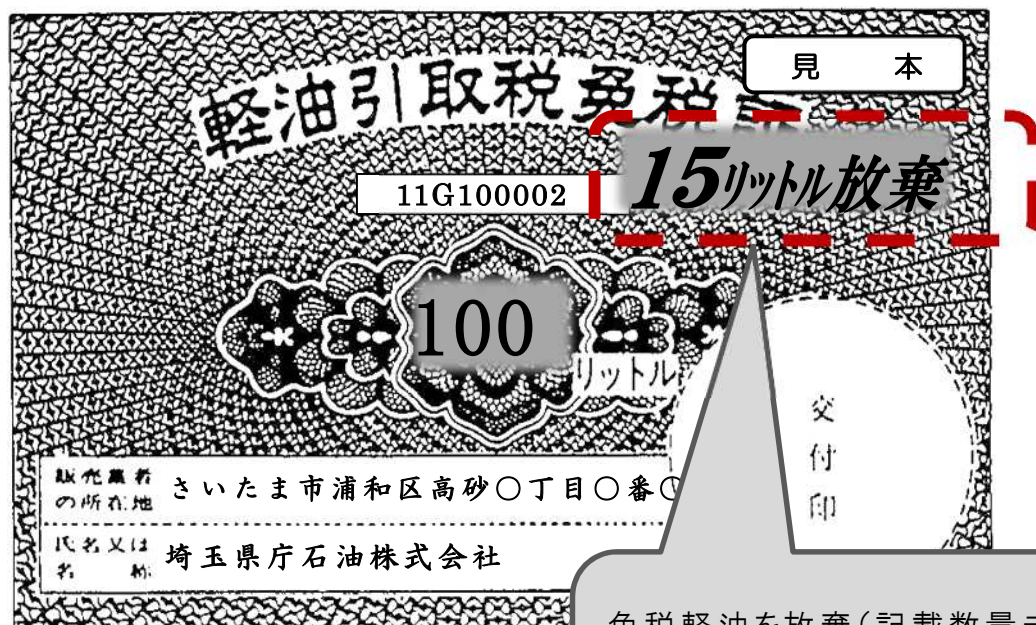
免税証は、当然有効期間外に使用することはできません。誤って使用しないよう注意してください。

3 免税証に記載されていない販売業者からの購入

免税軽油は、原則、免税証に記載された販売業者以外から引取することはできません。

免税証の有効期間内に販売業者を変更する場合は、所管の県税事務所[42 ページ参照]へお問い合わせください。

免税証に記載されている数量未満で軽油を購入した場合
【記載例】 免税証



免税軽油を放棄(記載数量未満で免税軽油を購入)した場合は、放棄した数量を「赤書」で大きく記載してください。

免税証の券種は、以下の12種類です。

10,000リットル券	500リットル券	50リットル券	10リットル券
5,000リットル券	200リットル券	20リットル券	5リットル券
1,000リットル券	100リットル券	18リットル券	1リットル券

4 免税軽油を購入した証拠書類の保管

免税軽油を購入した際の納品書又は請求書は「免税軽油の引取り等に係る報告書」に写しを添付することとなるため、大切に保管してください。[報告に必要な書類：24ページ参照]

納品書・請求書は免税軽油を購入した証拠書類であるため、最低限、次の記載が必要です。

記載が不足していた場合は、販売業者に記載を依頼してください。

【納品書・請求書の必要記載事項】

納品書：免税軽油使用者の氏名、給油日、給油した機械の名称、免税軽油の給油数量

請求書：免税軽油使用者の氏名（「上様」は不可）、購入日、免税軽油の購入数量

5 免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合

免税証・免税軽油使用者証がなくなった場合は、第三者に不正使用される可能性がありますので、直ちに所管の県税事務所へ電話で連絡をお願いします。

免税証・免税軽油使用者証を紛失した場合には、速やかに交付を受けた県税事務所へ次の書類を提出します。

- (1) 「免税証紛失届」又は「免税軽油使用者証滅失届」
- (2) 遺失届出をした警察署名と受理番号を記載した書面
- (3) 紛失に至るまでの経緯を記載した書面（(1)の理由欄では不足する場合）
- (4) 始末書（自己亡失の場合）

第5 免税軽油使用者の状況・免税機械が変わったら

免税軽油使用者証の記載内容に変更（機械の追加・廃止・休止や、使用者の住所、法人の商号・代表者の変更など）が生じたときは、遅滞なく記載事項を書換えなければなりません。

なお、免税軽油使用者証の書換えに伴い、別途届出等が必要になる場合がありますので、あらかじめ所管の県税事務所へお問い合わせください。

1 免税軽油使用者証の書換申請

(1) 申請に必要な書類

ア 書換前の免税軽油使用者証又は免税軽油共同使用者証

イ 免税軽油使用者証書換申請書 [記載例：21～22 ページ]

ウ 書換える事項を証する書類

(ア) 機械を変更・追加する場合

a 免税用途機械の「所有者」、「使用者」がわかる書類

標識交付証明書、機械購入時の請求書、領収書、納品書、販売証明書のいずれか1つ

※ 小型特殊自動車は標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。各市町村に確認してください。

※ 販売証明書：機械を購入した販売店が作成したもの。（購入者（所有者）、機械の型式、馬力が記載され、機械の販売業者の印のあるもの。）

※ 詳細については、所管の県税事務所へお問い合わせください。

b 免税用途機械の型式・馬力がわかるもの（カタログ、販売証明書など）

c 免税用途機械の写真 ① 機械の全体（前・横・後）

② 型式

③ 登録プレート（シリアルナンバーが分かるように）

※ 機械に標識（ナンバープレート）がついている場合は、ナンバーが確認できるように撮影してください。

(イ) 免税軽油使用者の住所等を変更する場合

a 個人の場合

運転免許証等の写し又は住民票（写し可、個人番号（マイナンバー）の記載は不要）

b 法人の場合

履歴事項全部証明書（写し可）

(2) 免税軽油使用者証の書換えまでの流れ

① 申請者は、窓口となる県税事務所[42 ページ参照]に来所し、申請書類を提出します。

審査・作成

- ・ 県税事務所が書類の記載内容を審査します。
- ・ 必要に応じて、申請者に関係書類の追加提出などを求めることがあります。
- ・ 審査終了後、交付の準備が整ったら県税事務所が申請者に電話又ははがきで連絡します。

② 申請者は、県税事務所の窓口で書換後の免税軽油使用者証の交付を受けます。

「免税軽油使用者証書換申請書」(新様式)の記載例

交付年月日	有効期間	受領者	担当部長	号
	・ ・ から ・ ・ まで			

免税軽油使用者証を書換える必要が生じた場合、
遅滞なく当申請書を提出してください。
※「書換える必要がある場合」の例
・ 機械を新しく購入した場合
・ 免税登録機械を売却した場合 など

受付印

免税軽油使用者証書換申請書

免税軽油 使用者証番号	春日部 第 12345 号	免税軽油使用者証 有効期間	6 年 4 月 1 日 から 9 年 3 月 31 日
機械、車両又は設備の 変更内容	〔該当に○〕 1 追加 2 廃止 3 その他 ()	〔該当に○〕 1 追加 2 廃止 3 その他 ()	〔該当に○〕 1 追加 2 廃止 3 その他 ()
	春日部市大沼〇-〇-〇		
	No. 2	No. 3	
	名称	コンバイン	コンバイン
	所有者の氏名又は名称	㈱彩の国	㈱コバトン
	型 式	B-100	B-101
	軸 馬 力	101ps / 2,600rpm	90ps / 2,300rpm
燃 焼 方 式	水冷 4 気筒	水冷 4 気筒	
台 数	1	1	
用 途	刈取脱穀	刈取脱穀	
年 間 見 込 所 要 数 量	1,060 リットル	1,060 リットル	リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計	機械を廃止する場合	機械を追加する場合	リットル
その他の 事項	〔該当に○〕 1 住所又は事務所 若しくは事業所所在地 2 氏名又は名称 3 法人の代表者	変更前	
		変更後	

上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があったので、書換えを申請します。

申 請 年 月 日 令和 6 年 4 月 20 日

住所又は事務所若しくは
事業所所在地 埼玉県春日部市大沼1-67

業 種 農 業

氏 名 (名 称) 埼玉 太郎

担 当 者 氏 名 同 上 電 話 048-737-XXXX

(宛先)

埼玉県 自動車

税事務所長

所在地を所管する県税事務所を記入してください。
(自動車、川越、熊谷、春日部)

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び
代表者名を記入してください。

「免税軽油使用者証書換申請書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。

旧様式の御活用に御協力をお願いします。

交付年月日	有効期間	受領者	交付	担当部長	担当課長	係	如	交付	証の番号
・ ・	・ ・ から ・ ・ まで								

免税軽油使用者証を書換える必要が生じた場合、遅滞なく当申請書を提出してください。

※「書換える必要がある場合」の例
 ・ 機械を新しく購入した場合
 ・ 免税登録機械を売却した場合 など

受付印

免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 申 請 書									
免税軽油使用者証番号	春日部第12345号	交付年月日	6・4・1	有効期間	6・4・1 から 9・3・31まで				
機械、車両又は設備の明細	所在地	変更前	春日部市大沼〇-〇-〇	新規	変更前欄には、交付された免税軽油使用者証に記載されている内容を記入してください。				
		変更後	廃止	春日部市大沼〇-〇-〇					
	名称	変更前	No. 2 コンバイン	新規	変更後欄には、免税軽油使用者証に新たに記載する内容を記入してください。				
		変更後	廃止	No. 3 コンバイン					
	所有者の氏名又は名称	変更前	㈱彩の国	新規	新しく機械を追加する場合は、免税軽油使用者証交付申請書と同様に、機械等の型式の名称や定格出力(最大馬力)等を記入してください。				
		変更後	廃止	㈱コバトン					
	型 式	変更前	B-100	新規					
		変更後	廃止	B-101					
	軸 馬 力	変更前	101ps / 2,600rpm	新規					
		変更後	廃止	90ps / 2,300rpm					
	燃 焼 方 式	変更前	水冷 4 気筒	新規					
		変更後	廃止	水冷 4 気筒					
台 数	変更前	1	新規						
	変更後	廃止	1						
用 途	変更前	刈取脱穀	新規						
	変更後	廃止	刈取脱穀						
年 間 見 込 所 要 数 量	変更前	1,060	新規						
	変更後	廃止	1,060						
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計	変更前			増	リットル				
	変更後		機械を廃止する場合	機械を追加する場合					リットル

上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があったので、書換えを申請します。

令和 6 年 4 月 20 日

住所又は事務所若しくは事業所所在地 埼玉県春日部市大沼1-67

業 種 農 業

氏 名 (名 称) 埼玉 太郎

この申請を担当する者の氏名 同上

電話 048-737-XXXX

(あて先) 埼玉県春日部県税事務所長

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

所在地を所管する県税事務所を記入してください。(自動車、川越、熊谷、春日部)

○ 免税軽油使用者証に記載のない機械に免税軽油を使用すると課税になります。

機械の買い替え等を行った場合に書換手続を行わないまま免税軽油を使用すると、変更があった時点まで遡って課税となります。

当該消費した日から30日以内に、所管の県税事務所に消費量分を申告納付していただくことになりますので注意してください。

○ 免税軽油を第三者に譲渡すると課税になります。

機械の中に残っている免税軽油には注意してください。

事業の休止又は機械の廃止等に伴い、免税軽油を譲渡する場合は、あらかじめ「免税軽油譲渡届出書」を所管の県税事務所に提出します。

また、免税軽油の譲渡の日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税軽油を使用する機械を譲渡や返却する場合などにおいて、その機械の燃料タンクに免税軽油が残っている場合、当該数量は他の者へ譲渡されるものとして取り扱います。

→法第144条の3第1項第3号、第3項、第4項、法第144条の18第1項第6号、施行令第43条の4

2 免税軽油使用者に相続等が生じた場合の取扱い

免税軽油使用者が免税対象事業を譲渡した場合の事業譲受者や、免税軽油使用者が死亡した場合の相続人には、免税軽油使用者の地位は自動的に承継されません。当該内容の事態が生じた場合は、窓口となる県税事務所へ連絡してください。

第6 免税軽油を購入・使用したとき

免税軽油使用者は、法令により、免税軽油の引取り等に関する事項を県に対し報告をする義務があります。

適正に報告しない場合は、免税証を交付することができないばかりか、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が適用されることがあります。

免税軽油の引取りや保有及び使用の状況については、正確に記帳し、適正に報告しなければなりません。

1 免税軽油の引取り等に係る報告

(1) 報告期限

毎月の免税軽油の引取数量（購入数量）等について、翌月末日までに報告書を所管の県税事務所へ提出します。

免税軽油を購入していない場合でも報告しなければなりません。

なお、次のいずれかの場合は、最長で1年に一度の報告となります。

（交付された免税証の有効期限の翌月末日）

ア 免税1年目の方

令和5年7月11日以降に新規で免税軽油使用者証の交付を受け、免税軽油の購入予定数量の合計が年3キロリットル以下の場合

※ 免税軽油使用者証に記載された有効期間の初日の前日から過去3年間で農業の免税軽油使用者証の交付を受けていない場合に限り
ます。

イ 免税2年目以降の方

過去1年間の免税軽油の購入数量が年3キロリットル以下の場合

(2) 報告に必要な書類

ア 「免税軽油の引取り等に係る報告書」[記載例：25～26 ページ]

イ 「免税軽油使用機械別稼動実績表」[記載例：27 ページ]

ウ 免税軽油の引取りを確認できる書類（(ア)又は(イ)）

(ア) 納品書・受領書の写し（免税軽油使用者の氏名、給油日、給油した機械の名称、免税軽油の給油数量が確認できるもの。）

(イ) 請求書・領収書の写し（免税軽油使用者の氏名、購入日、免税軽油の購入数量が確認できるもの。）

エ その他、県税事務所長が必要と認める書類

法規第十六号の三十様式

– 25 –

「免税軽油の引取り等に係る報告書(裏)」の記載例

(裏)

その免税軽油の使用に関する事実及び	機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼動日数	稼動時間
	No. 1	春日部市大沼〇-〇-〇	270 ^{リットル}	3 ^日	20 ^{時間}
	No. 3	春日部市大沼〇-〇-〇	170	4	19
	No.				
	No.				
合 計			440		

機械を置いている住所(所在地)を記入してください。

各数値が、「免税軽油使用機械別稼動実績表」の計数値と一致していること。

報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数
	リットル券	枚	リットル券	枚
	18	2		
	100	1		

免税証の券種ごとに、免税証の保有枚数を記入してください。

(※免税軽油の保有数量ではありません。)

第16号の30様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法(以下「法」という。)第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに(法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、当該免税軽油使用者証を交付した県税事務所に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項の後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量(消費数量)を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに県税事務所に特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取等に関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じて別業として増やすことができる。

「免税軽油使用機械別稼働実績表」の記載例

別記様式第31号

免税軽油使用機械別稼働実績表（令和9年3月分）

(単位:時間、リットル)

日	No. 1			No. 3			No.			No.		
	稼働時間	給油量	使用数量	在庫数量	稼働時間	給油量	使用数量	在庫数量	稼働時間	給油量	使用数量	在庫数量
前月末			0	80								
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7					2		20	60				
8												
9												
10	6	200	85	115	1		10	50				
11												
12												
13	6		85	30								
14												
15												
16												
17												
18	8	85	100	15								
19												
20					8	100	70	80				
21												
22												
23					8		70	10				
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
計	20	285	270	15	19	100	170					
										総給油量	385	
										総使用量	440	
										総在庫数量	25	

給油量、使用数量、在庫数量は免税軽油に係るもののみ記入してください。

(1) 各免税機械の使用数量の合計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(エ)欄の数値と一致すること。
(2) 「免税軽油の引取り等に係る報告書」の「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」(キ)欄と一致すること。

各免税機械の月末在庫数量の計と「免税軽油貯蔵タンク受け払い状況」の在庫数量の合計が「免税軽油の引取り等に係る報告書」(カ)欄の数値と一致すること。

「免税軽油貯蔵タンク受け払い状況」の記載例

別記様式第32号

免税軽油貯蔵タンク受け払い状況（令和 9 年 3 月分）

（単位：リットル）

日	貯蔵タンク名（ドラム缶）			400
	受入数量	払出数量	在庫数量	備考
前月末			15	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10	300	200	115	No.1へ給油
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	85	85	115	15L放棄
19				
20	100	100	115	No.3へ給油
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計	485	385		

同じ貯蔵タンク内に課税済軽油を所有している場合は、()内に課税済軽油の数量を記入してください。

同じ貯蔵タンク内に課税済軽油を所有している場合は、()内に課税済軽油の数量を記入してください。

※ 課税済軽油がある場合は、()内に記載してください。

第7 免税証・免税軽油使用者証の有効期間が満了したとき

1 免税証の返納

免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は免税証の有効期間が満了したときは、遅滞なく交付を受けた免税証を所管の県税事務所に返納しなければなりません。

返納は「免税証返納書」[記載例：30～31 ページ]に、返納する免税証を添付します。

※免税証の有効期間内でなければ、免税軽油の引取りはできません。

2 免税軽油使用者証の返納

免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく交付を受けた免税軽油使用者証を所管の県税事務所に返納しなければなりません。

返納は「免税軽油使用者証返納書」[記載例：32～33 ページ]に、返納する免税軽油使用者証を添付します。

「免税証返納書」(新様式)の記載例

決裁	担当部長	担当課長	係	処理	交付簿

受 付 印		免税軽油使用者証		免税証 返 納 書		免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。	
返納しない書類を消します。							
免税軽油使用者証番号		春日部 第 12345 号		免税軽油使用者証有効期間		8 年 4 月 1 日 から 9 年 3 月 31 日	
返納 免税証	有効期間	業 種	種 類	記 号 ・ 番 号	枚 数	数 量	
	8・4・1 9.3.31	農 業	リットル券 1 8	11D000011 11D000012	2	リットル 3 6	
	8・4・1 9.3.31			11G000004		1	1 0 0
	8・4・1 9.3.31	農 業	1 0 0				
返 納 理 由 〔該当に○〕		1 有効期間が満了したため 2 ☒ その他 (例) 見込みより作業日が少なく免税証が余ったため。					
上記のとおり		免税軽油使用者証を返納します。					
令和 9 年 4 月 6 日							
免税軽油の引取りがなくなった時や、有効期間が満了した時等は、遅滞なく、免税証の交付があった県税事務所へ免税証を返納してください。		埼玉県春日部市大沼 1 - 7 6 (名 称) 埼玉 太郎 当 者 氏 名 総務担当 埼玉 花子 電 話 048-732-XXXX					
(宛 元)		埼玉県 春日部県 税事務所長					

別記様式第六十五号の六

「免税証返納書」(旧様式)の記載例

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。

旧様式の御活用に御協力をお願いします。

返納しない書類を消します。

免税軽油使用者証

免 税 証

返 納 書

免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。

免 税 軽 油 使 用 者 証 番 号	春日部 第 12345 号	交 付 年 月 日	8・4・1	使 用 済 期 月 間	8・4・1 から 9・3・31 まで		
返 納 免 税 証	交 付 年 月 日	用 途 別	種 類	記 号 ・ 番 号	枚 数	数 量	摘 要
	8・4・1	農 業	1 8	11D000011~000012	2	3 6	
	8・4・1	農 業	1 0 0	11G000004	1	1 0 0	
				~			
返 納 理 由	(例) ※有効期間満了のため。 ※免税証を使用しなくなったため。 ※見込みより作業日が少なく免税証が余ったため。						

免税証の使用期間内に使用しなかった免税証を、券種ごとに記入してください。

免税軽油使用者証
上記のとおり 免 税 証 を返納します。

令和 9 年 4 月 6 日

免税軽油の引取りがなくなった時や、有効期間が満了した時等は、遅滞なく、免税証の交付があった県税事務所へ免税証を返納してください。

住所又は事務所若しくは事業所所在地

埼玉県春日部市 1-7-6

業 種 農 業

氏 名 (名称) 埼玉 太郎

この返納を担当する者の氏名

電話 (048-732-XXXX)

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

(宛先) 埼玉県 春日部県 税事務所長

「免税軽油使用者証返納書」(新様式)の記載例

決裁		担当部長	担当課長	係	処理	交付簿
※免税軽油使用者証及び免税証を返納する場合には、当該内容を1枚にまとめて記入してください。						
受付印 返納しない書類を消します。 免税軽油使用者証 返納書 免 税 証						
免税軽油 使用者証番号	春日部 第 12345 号	免税軽油使用者証 有効期間	8 年 4 月 1 日 から	9 年 3 月 31 日		
返 納 免 税 証	有効期間	業 種	種 類	記 号 ・ 番 号	枚 数	数 量
			リットル券		枚	リットル
返 納 理 由 〔該当に○〕		1 有効期間が満了したため 2 其他 (例) 機械の売却により、免税軽油の引取りがなくなったため。)				
上記のとおり		免税軽油使用者証 免 税 証 を返納します。 免税軽油の引取りがなくなった時や、有効期間が満了した時等は、遅滞なく、免税軽油使用者証の交付があった県税事務所へ当該使用者証を返納してください。				
令和 9 年 4 月 6 日		埼玉県春日部市入浴 1-7-6				
住所又は事務所若しくは 事業所所在地		埼玉県春日部市入浴 1-7-6				
氏 名 (名 称)		埼玉 太郎				
担 当 者 氏 名		同 上				
(宛先)		電話 048-732-XXXX				
埼玉県 春日部 税事務所長						

別記様式第六十五号の六

「免税軽油使用者証返納書」(旧様式)の記載

※ 旧様式も従前どおり使用可能です。

旧様式の御活用に御協力をお願いします。

※免税軽油使用者証及び免税証を返納する場合には、当該内容を1枚にまとめて記入してください。

返納しない書類を消します。

免税軽油使用者証

返納書

免 税 証

免税軽油 使用者証番号	春日部 第12345号	交付 年月日	8・4・1	使用済 期月間	8・4・1 から 9・3・31 まで		
返納 免税 証	交付年月日	用途別	種類	号・番号	枚数	数量	摘要
		免税軽油使用者証に記載された内容を記入してください。					
				～			
				～			
返納理由	(例) ※有効期間満了のため。 ※免税軽油を使用しなくなったため。 ※機械を売却し、免税軽油の引取りがなくなったため。						

上記のとおり 免税軽油使用者証
免 税 証 を返納します

令和 9 年 4 月 6 日

免税軽油の引取りがなくなった時や、有効期間が満了した時等は、遅滞なく、免税軽油使用者証の交付があった県税事務所へ当該使用者証を返納してください。

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

埼玉県春日部市大沼1-76

業 種

農 業

氏 名 (名 称)

埼玉 太郎

この返納を担当
する者の氏名

同 上

電話 (048-732-XXXX)

※申請者が「法人」の場合は、法人名称及び代表者名を記入してください。

(宛先) 埼玉県 春日部県 税事務所長

第8 免税軽油使用者等に対する課税・罰則があります

軽油引取税は、いかなる用途に軽油を使用するかに関わらず、原則として、最終的には軽油を使用する方に負担していただいています。

免税軽油使用者が法令に違反した場合は、税負担の公平性を確保するための課税・罰則等の措置が設けられています。

1 軽油引取税が課税される場合

(1) 免税軽油を譲渡する場合（法第144条の3第1項3号）

機械の売却等に伴い免税軽油を譲渡するときは、あらかじめ「免税軽油譲渡届出書」を所管の県税事務所に提出します。また、免税軽油の譲渡の日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税軽油を使用する機械の売却等をするときに、燃料タンクに免税軽油が残っていた場合、その数量は他の者へ譲渡されるものとして取り扱います。

(2) 免税軽油を用途外に消費する場合（法第144条の3第1項4号）

免税軽油は免税軽油使用者証により認められた業種、用途、機械、場所において使用するものですが、認められていない用途・場所等で使用（消費）した場合は、使用した日から30日以内に、所管の県税事務所に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

なお、免税用途であっても、免税軽油使用者証に記載されていない機械に使用した場合も、用途外消費に該当し課税されます。

2 免税軽油使用者証及び免税証の返納命令

免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したときや、県が軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めたときには、交付した免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずる場合があります。

なお、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときとは、例えば、免税軽油を使用する機械や免税軽油使用者証又は免税証を適正に保管することができないとき等が該当します。

3 免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則

免税軽油使用者等に次の違反、不正等の行為があった場合は、以下のとおり厳しい罰則規定が設けられています。

免税軽油は、適正に使用し、使用実績について正確に報告してください。

- 免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者
(法第 144 条の 22 第 1 項)
→ 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 免税証の譲渡の禁止に違反した者
(法第 144 条の 25 第 1 項)
→ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者
(法第 144 条の 25 第 2 項)
→ 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 知事（県税事務所長）の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行った者
(法第 144 条の 26 第 1 項)
→ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 知事（県税事務所長）の承認を受けないで免税軽油の譲渡を受けた者
(法第 144 条の 26 第 2 項)
→ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 報告の義務に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
(法第 144 条の 28 第 1 項)
→ 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

資 料

必要な申請書類とその添付書類などを掲載しています。

なお、申請書等の様式の一部は埼玉県ホームページ「くらしと県税」(※)にも掲載していますので、ご利用ください。

※<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>

○埼玉県ホームページ

「トップページ」→「くらし・環境」→「税金」→「申請・手続き」→「各種申請申告様式のダウンロード」

ご不明な点がありましたら、軽油引取税を所管する県税事務所の軽油引取税担当までお問い合わせください。



埼玉県マスコットキャラクター「コバトン」

免税軽油の各種手続一覧

内 容	提 出 書 類 等
① 免税軽油使用者になるための申請を行うとき	免税軽油使用者証交付申請書（第 16 号の 16 の 2 様式） ※添付書類については、次頁を参照。
② 免税証の交付申請を行うとき	免税証交付申請書（第 16 号の 21 様式）、 免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式） ※添付書類については、次頁を参照。
③ 免税軽油の引取り等に係る報告を行うとき	免税軽油の引取り等に係る報告書（第 16 号の 30 様式）、免税軽油使用機械別稼動実績表、免税軽油の引取りを確認できる書類（ <u>納品書又は請求書の写し</u> ）
④ 免税軽油使用者証の有効期間が満了し、引き続き免税軽油使用者の申請を行うとき	※免税軽油使用者証の再申請は①と同様の手続 有効期間の満了した免税軽油使用者証、免税軽油使用者証返納書（第 65 号の 6 様式）
⑤ 免税証又は免税軽油使用者証を返納するとき	免税証又は免税軽油使用者証、免税軽油使用者証・免税証返納書（第 65 号の 6 様式）
⑥ 免税軽油使用者証の記載内容に変更（機械の追加・抹消等）があるとき	免税軽油使用者証（第 16 号の 19 様式）、免税軽油使用者証書換申請書、書換える事項を証する書類[20 ページ]を参照。
⑦ 免税証又は免税軽油使用者証を紛失等したとき	免税証紛失届・免税軽油使用者証滅失届、遺失届出をした警察署名と受理番号を記載した書面、始末書（自己亡失の場合）

免税軽油使用者証・免税証交付申請等に必要な書類

農業

個人申請

1 免税軽油使用者証交付申請

- (1) 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）
- (2) 誓約書（法規第16号の18様式）
- (3) 添付書類

ア 免税用途機械の「所有者」、「使用者」がわかる書類

標識交付証明書、機械購入時の請求書、領収書、納品書、販売証明書のいずれか1つ

※ 小型特殊自動車は標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。各市町村に確認してください。

※ 販売証明書…機械を購入した販売店が作成したもの。（購入者（所有者）、機械の型式、馬力が記載され、機械の販売業者の印のあるもの。）

※ 詳細については、所管の県税事務所へお問い合わせください。

イ 免税用途機械の型式・馬力がわかるもの（カタログ、販売証明書など）

ウ 免税用途機械の写真 ①機械の全体（前・横・後）

②型式

③登録プレート部分（シリアルナンバーがわかるように）

※ 実際機械が手元にあることを確認するため、カタログの写真では不可。

※ 機械に標識（ナンバープレート）がついている場合は、ナンバーが確認できるように撮影してください。

エ 運転免許証の写し又は住民票

オ その他、県税事務所長が必要と認める書類

2 免税証交付申請

- (1) 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- (2) 添付書類

ア 耕作証明書・・・農業委員会発行のもの

イ 作物作付（予定）面積のわかるもの（メモでも可）

ウ 農作業受委託証明書及び農作業受委託契約書の写し（農作業受委託の場合）

エ その他、県税事務所長が必要と認める書類

- (3) 免税軽油使用者証

共同申請

1 免税軽油使用者証交付申請

次の書類に加え、前頁「個人申請」の(3)添付書類

- (1) 免税軽油使用者証共同交付申請書（法規第16号の17の2様式）
- (2) 申請者全員分の誓約書（法規第16号の18様式）
- (3) 申請者全員分の運転免許証の写し又は住民票

2 免税証交付申請

- (1) 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）
- (2) 共同申請明細書（法規第16号の22様式）
- (3) 添付書類（申請者全員分）
 - ア 耕作証明書・・・農業委員会発行のもの
 - イ 作物作付（予定）面積のわかるもの（メモでも可）
 - ウ 農作業受委託証明書及び農作業受委託契約書の写し（農作業受委託の場合）
 - エ その他、県税事務所長が必要と認める書類
- (4) 免税軽油共同使用者証

実績報告

免税証の交付を受けた後は、次の報告書の提出が義務づけられています。

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書（法規第16号の30様式）
- (2) 免税軽油使用機械別稼働実績表
- (3) 免税軽油貯蔵タンク受け払い状況（ドラム缶ポリタンク等貯蔵タンクを使用している場合）
- (4) 免税軽油購入時の領収書・納品書等（請求書でも可）
- (5) 返納書（県規別記第65号の6）＋ 免税証（免税証に余りがあった場合）
- (6) その他、県税事務所長が必要と認める書類

免税軽油使用者証書換申請

使用者証の記載事項に変更が生じた場合（登録された機械に変更・追加等がある場合など）は、遅滞なく書換申請を行う必要があります。

- (1) 免税軽油使用者証書換申請書（県規則様式第65号の5）
- (2) 添付書類

□ 機械の追加の場合

ア 免税用途機械の「所有者」、「使用者」がわかる書類

標識交付証明書、機械購入時の請求書、領収書、納品書、販売証明書のいずれか1つ

※ 小型特殊自動車は標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。各市町村に確認してください。

※ 販売証明書…機械を購入した販売店が作成したもの。（購入者（所有者）、機械の型式、馬力が記載され、機械の販売業者の印のあるもの。）

※ 詳細については、所管の県税事務所へお問い合わせください。

イ 免税用途機械の型式・馬力がわかるもの（カタログ、販売証明書など）

ウ 免税用途機械の写真 ① 機械の全体（前・横・後）

② 型式

③ 登録プレート部分（シリアルナンバーがわかるように）

※ 機械に標識（ナンバープレート）がついている場合は、ナンバーが確認できるように撮影してください。

エ その他、県税事務所長が必要と認める書類

□ 免税軽油使用者の住所等を変更する場合

ア 個人

運転免許証の写し又は住民票（写し可、個人番号（マイナンバー）不要）

イ 法人

履歴事項全部証明書（写し可）

- (3) 免税軽油使用者証

免税軽油使用者証・免税証交付申請等に必要な書類

農業

法人申請

1 免税軽油使用者証交付申請

(1) 免税軽油使用者証交付申請書（法規第16号の16の2様式）

(2) 誓約書（法規第16号の18様式）

(3) 添付書類

ア 免税用途機械の「所有者」、「使用者」がわかる書類

標識交付証明書、機械購入時の請求書、領収書、納品書、販売証明書のいずれか1つ

※ 小型特殊自動車は標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。各市町村に確認してください。

※ 販売証明書…機械を購入した販売店が作成したもの。（購入者（所有者）、機械の型式、馬力が記載され、機械の販売業者の印のあるもの。）

※ 詳細については、所管の県税事務所へお問い合わせください。

イ 免税用途機械の型式・馬力がわかるもの（カタログ、販売証明書など）

ウ 免税用途機械の写真 ①機械の全体（前・横・後）

②型式

③登録プレート部分（シリアルナンバーがわかるように）

※ 実際機械が手元にあることを確認するため、カタログの写真では不可。

※ 機械に標識（ナンバープレート）がついている場合は、ナンバーが確認できるように撮影してください。

エ 商業登記簿謄本

オ 定款

カ 直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）

キ その他、県税事務所長が必要と認める書類

2 免税証交付申請

(1) 免税証交付申請書（法規第16号の21様式）

(2) 添付書類

ア 耕作証明書・・・農業委員会発行のもの

イ 作物作付（予定）面積のわかるもの（メモでも可）

ウ 農作業受委託証明書及び農作業受委託契約書の写し（農作業受委託の場合）

エ その他、県税事務所長が必要と認める書類

(3) 免税軽油使用者証

軽油引取税を所管する県税事務所のご案内

県 税 事 務 所 名 ・ 所 在 地 ・ 連 絡 先	申請をされる個人又は法人の 住 所 、 事 務 所 所 在 地
自動車税事務所 軽油引取税・広域事案調査・諸税担当 〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3 (Tel : 048-641-5441 (直通) Fax : 048-641-0511)	さいたま市（岩槻区を除く。）、 川口市、鴻巣市、上尾市、 蕨市、戸田市、桶川市、 北本市、伊奈町
川越県税事務所 軽油引取税担当 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟3階 (Tel : 049-242-3464 (直通) Fax : 049-242-9624)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、 狭山市、入間市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、富士見市、坂戸市、 鶴ヶ島市、ふじみ野市、日高市、 三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、吉見町、 鳩山町、ときがわ町
熊谷県税事務所 軽油引取税担当 〒360-8501 熊谷市末広3-9-1 (Tel : 048-523-2804 (直通) Fax : 048-525-9133)	熊谷市、秩父市、本庄市、 深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町、東秩父村、美里町、 神川町、上里町、寄居町
春日部県税事務所 軽油引取税担当 〒344-8555 春日部市大沼1-76 (Tel : 048-737-2228 (直通) Fax : 048-737-2287)	さいたま市岩槻区、行田市、 加須市、春日部市、羽生市、 草加市、越谷市、久喜市、八潮市、 三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、 白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

◎ 県税事務所の地図等の詳細な情報はこちらから ◎

埼玉県 HP「税の相談窓口」 : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-5-2.html>

「免税軽油使用者の手引（農業用）」

平成 29 年 4 月 初版発行

令和 3 年 4 月 第 2 版発行

令和 4 年 4 月 第 3 版発行

令和 5 年 7 月 第 4 版発行

令和 6 年 4 月 第 5 版発行

編集・発行 埼玉県総務部税務課課税担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL (048)830-2658 （直通）